

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 給付金の指定

環境影響評価の対象事業の要件となる給付金として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十条第一項第四号の政令で定める給付金のうち「沖縄振興自主戦略交付金」を削除し、「沖縄振興特別措置法第一百五条の三第二項に規定する交付金」を追加すること。

(第四条関係)

第二 配慮書についての環境大臣の意見提出期間の設定

環境大臣が配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を四十五日とすること。

(第八条関係)

第三 配慮書についての主務大臣の意見提出期間の設定

主務大臣が配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を九十日とすること。

(第九条関係)

第四 報告書についての環境大臣の意見提出期間の設定

環境大臣が報告書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を四十五日とすること。

(第二十条関係)

第五 報告書についての免許等を行う者等の意見提出期間の設定

免許等を行う者等が報告書について環境の保全の見地からの意見を述べる期間を九十日とすること。

(第二十一条関係)

第六 施行期日等

一 この政令の施行期日について定めること。

(附則第一項関係)

二 電気事業法施行令について所要の改正を行うこと。

(附則第二項関係)

三 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百三十号)について所要の改正を行うこと。

(附則第三項関係)